最終更新日 H24.10.24

改修技術 No. 12602001

			改修技術 No. 12602001
性能分野		環境・省エネルギー性能	
大分類		新技術	
中分類		再生可能エネルギー	
技術の名称		太陽熱利用温水設備の)設置(共用部設置)
技術の名称		ギー消費量を削減することに加え、太陽熱るための工夫も大切になっている。太陽熱ソーラーシステムと電気。 ・太陽熱ソーラー機器の設置場所により「抗に大別される。 ・太陽熱利用によるエネルギーの低減、光流に大別がある。 ・太陽熱利用によるエネルギーの低減、光流に大陽熱利用温水設備は、集合住宅向けにで、集合住宅の屋上に設置した集熱器及冷温熱減機器の補助熱源としての利用が設置した高効率給湯器の給湯予熱としての削減に寄与する。 ・メンテナンスは、専門業者と保守契約を発	熱費の削減に効果がある。 太陽熱エネルギーを導入した温水システムび貯湯タンクに太陽熱を集め、共用施設の可能となる他、給湯予熱管により各住戸に利用することにより、燃料費の削減および結ぶことが一般的。
共同住宅のタイプごとの技術の適	技術の種類 	改修技術(劣化を補修する技術 性 S55 年以前供給 中層階段室·壁式(総プロA1)	能を向上させる技術)
	共同住宅の タイプごとの 適用可能性	S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性がある
		S56~H2 年供給(総プロB)	使われる可能性がある
		H3~12 年供給(総プロC)	使われる可能性がある
		H13 年以降供給(総プロD)	使われる可能性がある
		(補足) 設置場所が確保できる場合(積i 意)	載荷重の増加、建築物の高さの変化にも留

常にセットで利用 される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専用部部分) (設備・配管 その他専用部部分) (設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 (給水装置、給湯設備) 注意すべき主な法令(電気事業法、ガス事業法、水道法)
団地で適用した場合 のメリット		住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外)(機器の設置スペースが確保しやすい) 住宅の数が多く密度が高い(効率よく温水を供給できる) 特定の設備があること()
足場の設置が必要		必要 不要 ()
工事による居住者への影響	数日以上居住 できない住戸が 発生	該当 非該当 (
	一時的な影響 が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ()
	工事後に続〈影 響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限 () 日照・採光等への影響 ()
当該技術が利用される 工事		計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)
技術的限界		・集熱器およびタンク設置に伴う屋上躯体の補強、防水基礎工事、設置スペースの確保及び予熱水配管設置配管スペースの確保ができない場合、適用できない場合がある。
参考資料	技術情報	
資料	価格情報	